

未承認薬の海外提供に関する専門委員会の開催について

平成 29 年 7 月 12 日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム長
決 定

- 1 国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について(平成 27 年 9 月 11 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定) 第 5 項の規定に基づき、未承認薬の海外提供に関する関係省庁調整会議（以下「調整会議」という。）における検討に資することを目的として、調整会議の求めに応じ助言等を行うため、未承認薬の海外提供に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を開催する。
- 2 専門委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、専門委員会は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

主 査	黒川 清	国立大学法人政策研究大学院大学名誉教授・特定非営利活動法人日本医療政策機構代表理事
構成員	岩本 愛吉	国立研究開発法人日本医療研究開発機構戦略推進部長
	釜菴 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	上山 浩	日比谷パーク法律事務所弁護士・弁理士
	黒崎 伸子	特定非営利活動法人国境なき医師団日本監事
	齋藤 智也	国立保健医療科学院上席主任研究官
	樽井 正義	慶應義塾大学名誉教授
	豊島 聰	公益財団法人日本薬剤師研修センター理事長
	柳澤 秀夫	日本放送協会解説主幹
- 3 専門委員会の庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。